

安全で楽しい  
イベント等の  
開催のために

# 甲賀広域行政組合火災予防条例 の一部が改正されました



## 改正の背景

平成 25 年 8 月に京都府で発生した福知山花火大会火災を踏まえ、甲賀市及び湖南市内で開催される、祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し（以下「催し」という。）に際して、一定の防火安全対策を図るため、火を使用する器具等を取扱う場合の規定の整備などを行ったものです。

## 改正内容

### 消火器の準備

火を使用する器具等を催しに際して使用する場合は、消火器の準備が必要になりました。



### 露店等の開設の届出

催しに際して火を使用する器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防署への届出が必要になりました。



※火を使用する器具等とは、移動式ストーブ、移動式こんろ、携帯発電機、バーベキューコンロ、ホットプレートなど、液体・固体・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具、その他使用に際し火災の発生のおそれのある器具です。

### 指定催しの指定

屋外での催しのうち、一定の要件に該当するものを「指定催し」として消防長が指定することになりました。

なお、指定催しを指定するに当たっては、あらかじめ催しを主催する方の意見を聴く機会を設けるとともに、指定催しとして指定した際には、催しを主催する方にその旨を通知し、甲賀広域行政組合のホームページ等で公示することになりました。

消防長が指定して公示します。



指定催しとして指定された催し主催者は…

- 「防火担当者」の選任が必要になりました。
- 「火災予防上必要な業務に関する計画」の作成及び提出並びに当該計画に基づく防火管理業務を「防火担当者」に行わせることが必要になりました。（当該計画を提出しなかった場合は罰則あり。）

防火担当者



主催者の義務です！

指定催しに該当する要件など、本条例改正に係るご質問は右記連絡先にお問合わせください。



すべては  
安心・安全な催しの開催のために

| 甲 賀 広 域 行 政 組 合 消 防 本 部 |             |
|-------------------------|-------------|
| 予防課                     | TEL 63-7932 |
| 水口消防署                   | TEL 63-1119 |
| 水口消防署土山分署               | TEL 67-1199 |
| 甲南消防署                   | TEL 86-3119 |
| 甲南消防署甲賀分署               | TEL 88-7701 |
| 信楽消防署                   | TEL 82-0119 |
| 湖南中央消防署                 | TEL 72-0119 |
| 湖南中央消防署湖南石部分署           | TEL 77-2119 |